

光武館道場 OB 会会則

(名 称)

本会の名称を「光武館道場 OB 会」とする。

(目 的)

本会は、道場卒門後も光武館道場 OB として活動し、各種行事への協力及び道場の発展と門下生の剣道向上に関する協力と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会 員)

OB 会の会員については下記の通りとする。

- ① 本会の会員は、原則的に道場を卒門した高校生以上の者を正会員とする。
- ② 他の団体より新たに道場に入門し、OB 会に加入したい者は OB 会会長の承認を受けたうえで会員となることができる。

(会費等)

OB 会に加入するものは年度当初または入会時に年会費として 3000 円を納めるものとする。会費の使用目的については、予算の範囲内をもって下記のとおりとする。

- ① OB 会活動にかかわる経費等。
- ② OB から門下生への支援・奨励を行う必要があるとき。
- ③ 道場のお祝い事、OB 会会員相互のお祝い事等。
- ④ その他道場・OB 相互間に関する事で必要とみなされるもの。

(活 動)

主な OB 会の活動は下記の通りとする。

- ① 定期的な OB 同士の稽古会を開催し、OB 相互の交流を図る。
- ② OB 同士の定期的な親睦会を開催し、OB 相互の交流を図る。
- ③ 道場での門下生の指導・各種大会での審判等の積極的な協力を図り、道場の発展を支援する。
- ④ 道場所属 OB としての対外試合への出場。
- ⑤ 道場合宿や主催行事への積極的な協力と支援。
- ⑥ その他、道場の支援と OB 同士の交流に関わること。

(運営役員)

OB 会の運営役員については下記の通りとする。

会長 1 名 副会長 1 名 事務局 6 名(副会長は事務局を兼任することができる)

役員の任期は定めないが、変更が生じた際は OB 会会員に周知する。

(会長の選出)

OB 会事務局の推薦を経て、光武館道場館長または副館長より指名を受けた者を本会の会長とする。

(事務局)

- ① OB 会事務局を設置し、相互間の連絡や情報伝達等を行い、OB 会活動の円滑な運営を図る。
- ② OB 会事務局員については、OB 会会長より推薦のあった各年代別の複数名の者を選任する。
- ③ OB 会事務局は会費の徴収及び会計業務を行う。

(連 絡)

- ① OB 会の連絡事項については道場ホームページに掲載するとともに OB 事務局員より連絡・周知をする。
- ② 個々の会員は OB 会事務局より連絡を受けた後、OB 相互間の自主的な連絡周知を図るよう最大限協力するものとする。

本会則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。